

平成22年7月22日

受益者の皆さまへ

安田投信投資顧問株式会社

「安田外債日本株ファンド」
証券投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、下記内容につきまして信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。つきましては、お手続きに関してご案内いたしますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 合併および証券投資信託約款変更のお知らせ | P 2 ~ P 5 |
| 2. 証券投資信託約款変更のお知らせ（運用委託先の変更等） | P 6 ~ P 8 |

以上

平成22年7月22日

受益者の皆さまへ

安田投信投資顧問株式会社

合併および証券投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、弊社は、運用力の強化と経営の効率化を図り、お客さまにご満足いただける、より良質で付加価値の高い資産運用サービスをご提供できる体制を構築するため、MDAMアセットマネジメント株式会社と、平成22年10月1日をもって合併することとなりましたのでお知らせいたします。なお、弊社を委託者とする投資信託契約にかかる業務は、存続会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（合併後の商号：明治安田アセットマネジメント株式会社）に引き継がれ、弊社は合併により消滅いたします。

また、この合併に伴い、弊社の平成19年9月30日までに設定されたすべての証券投資信託について、委託者を明治安田アセットマネジメント株式会社とする信託約款変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

なお、投資信託では各ファンド毎に信託約款および目論見書等において、運用方針、分配方針等を定めております。したがいまして、合併後につきましても、各ファンドに定められた運用方針、分配方針等に則り新会社が責任をもって運用を行ってまいります。新会社におきましても、お客さまの資産運用のお役に立つべく、投資信託商品のご提供ならびに運用成果の向上に邁進してまいります。

受益者の皆さまにおかれましては、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更（予定）対象ファンド

平成19年9月30日までに設定された弊社のすべての証券投資信託
詳しくは、＜参考情報＞をご覧ください。

2. 変更内容

委託者を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更します。

3. 変更理由

平成22年10月1日をもってMDAMアセットマネジメント株式会社と合併することとなり、弊社が消滅会社となったため、委託者を新会社である明治安田アセットマネジメント株式会社とする信託約款の変更を行うものです。

4. 投資信託約款の変更に係る日程について

① 新聞公告日	: 平成22年7月22日(木) (日本経済新聞朝刊に掲載)
② 異議申立期間	: 平成22年7月22日(木) から平成22年9月6日(月) まで
③ 投資信託約款の変更日	: 平成22年9月8日(水)
④ 異議申立受益者の買取請求期間	: 平成22年9月8日(水) から平成22年9月27日(月) まで
⑤ 投資信託約款変更の適用日(予定)	: 平成22年10月1日(金) (予定)

5. 異議申立の方法について

投資信託の受益者で信託約款の変更について、ご異議のある方は、平成22年7月22日(木) から平成22年9月6日(月) (必着) までに、弊社に対し書面(書式自由) に以下の内容をご記入のうえ、その旨をお申し出ください。

この信託約款の変更にご同意いただける場合は、お手続きの必要はございません。

(1) 宛先

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町7番地
安田投信投資顧問株式会社 投信企画部 異議申立受付係 宛

(2) ご記入いただく内容

① ご住所
② お名前および捺印
③ 電話番号(日中ご連絡先)
④ お持ちのファンド名および口数
⑤ 取扱販売会社名、お取引の本・支店名、口座番号
⑥ 本件変更へ異議を述べる旨(例 — 合併に伴う信託約款の変更へ異議を申立てます。)

各ファンドにおいて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、取扱店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、書面にご記入いただいた取扱販売会社名、取扱店名、取引口座番号にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただく場合があり、この場合、下記7. の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受け付けさせていただく場合がございます。

[留意事項]

- ・ お申し出いただいた内容に不備等がある場合やお申し出内容の確認ができない場合には、異議のお申立てをお受けできない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 異議申立にあたり、お客さまに関する情報を販売会社および受託会社と共有することにご同意いただいたことといたしますので、ご了承ください。なお、本手続きに伴い弊社が取得したお客さまに関する個人情報(異議申立受益権口数の管理および買取請求に関する事務)を処理する目的で利用いたします。
- ・ 弊社は異議申立の内容確認のため、取扱販売会社に対して保有されている受益権口数の照会やお申し出内容の確認等を行います。その際、必要がある場合にはご本人さま確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- ・ 郵便事情等により異議申立書面が未着となった場合、弊社はその責を負いません。

6. 信託約款の変更の正式決定について

平成22年7月22日から平成22年9月6日までに、異議申立のあった受益者の各ファンドに係る受益権の口数の合計が、平成22年7月22日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成22年9月8日付で行い、平成22年10月1日より適用します。

異議申立に係る受益権口数の合計が、平成22年7月22日現在の各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えたときは、変更を行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ公告日現在における知られたる受益者の皆さまに書面でお知らせいたします。

7. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続きについて

この信託約款の変更を行うことが決定した場合、異議申立のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立を行った受益者は買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

- ① 買取請求期間 平成22年9月8日（水）から平成22年9月27日（月）まで
- ② 弊社より、異議をお申立てられた受益者の方に買取請求手続に関する書類を送付いたします。
- ③ 受益権の買取りを請求される場合は、弊社送付の②の書類添付の買取請求必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
- ④ 買取請求必要書類は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。
- ⑤ 受託会社で買取請求必要書類が受理された後、投資信託財産による買取りが実行されます。
- ⑥ 受託会社より、買取請求必要書類にご記入いただいたご指定の銀行口座等に買取代金が直接振込まれます。

なお、買取代金は、買取価額から振込手数料および郵送料が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の「買取請求」は、この信託約款の変更に対し異議申立を行った受益者の方のみを対象とするものであり、通常の換金方法である取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記手続の結果、買取代金のお支払いまでに通常のご換金方法よりも日数を要する可能性がありますことを予めご了承ください。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、ご換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記までお問い合わせください。

以上

安田投信投資顧問株式会社 投信企画部 異議申立受付係

フリーダイヤル：0120-401-984（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

<参考情報>

<ファンド名称変更に関する新旧対照表>

現ファンド名	愛称	新ファンド名
安田グローバル・ボンド・オープン 「Aポートフォリオ/為替ヘッジありコース」	ファルコン	明治安田グローバル・ボンド・オープン 「Aポートフォリオ/為替ヘッジありコース」
安田グローバル・ボンド・オープン 「Bポートフォリオ/為替ヘッジなしコース」	ファルコン	明治安田グローバル・ボンド・オープン 「Bポートフォリオ/為替ヘッジなしコース」
安田オリエンタル・セレクト50	鳳凰	明治安田オリエンタル・セレクト50
安田日本株式ファンド	ターミガン	明治安田日本株式ファンド
安田欧州株式ファンド	ファザーン	明治安田欧州株式ファンド
安田日本債券ファンド	ホワイトウィング	明治安田日本債券ファンド
安田外国債券ファンド	ハリアー	明治安田外国債券ファンド
安田アメリカ株式ファンド	グレートイーグル	明治安田アメリカ株式ファンド
安田ライフプランファンド20	—	明治安田ライフプランファンド20
安田ライフプランファンド50	—	明治安田ライフプランファンド50
安田ライフプランファンド70	—	明治安田ライフプランファンド70
安田日本株バリューアップ・セレクト100	雷	明治安田日本株バリューアップ・セレクト100
よくわかる投資入門ファンド・安田セレクト(日本)	初くん	よくわかる投資入門ファンド(日本)
安田ジャパン・セレクト	萌芽	明治安田ジャパン・セレクト
DC安田トビックスプラス	—	明治安田DCトビックスプラス
安田ジャパン・セレクト(3カ月決算型)	巖壁大型	明治安田ジャパン・セレクト(3カ月決算型)
安田増配期待日本株ファンド(3カ月決算型)	—	明治安田増配期待日本株ファンド(3カ月決算型)
安田外債日本株ファンド	ミックスダブルス	明治安田外債日本株ファンド

<名称が変更されないファンド>

ファンド名	愛称
フコク日本株式ファンド	—
フコク日本債券ファンド	—
フコク株25大河	—
フコク株50大河	—
フコク株75大河	—
小型株ファンド	グローイング・アップ
スターバリューファンド	—
パン・パシフィック外国債券オープン	—
新成長株ファンド	グローイング・カバーズ
チャイナ・リアル・ウォッチ	—
通貨分散外国債券ファンド	十二航路
通貨分散債券オープン	いろいろ
チャイナ・ディスカバリー・ファンド	神龍
M&Aバリューファンド	—

※上記ファンドが投資対象とするマザーファンドも同様の変更を行います。

現ファンド名	新ファンド名
安田日本株マザーファンド	明治安田日本株式マザーファンド
安田日本債券マザーファンド	明治安田日本債券マザーファンド
安田欧州株マザーファンド	明治安田欧州株式マザーファンド
安田外国債券マザーファンド	明治安田外国債券マザーファンド
安田アメリカ株マザーファンド	明治安田アメリカ株式マザーファンド
フコク日本株式マザーファンド	—
フコク日本債券マザーファンド	—
安田ジャパン・セレクト・マザーファンド	明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド
新成長株マザーファンド	—
通貨分散外国債券マザーファンド	—
日本株式エンハンストインデックスマザーファンド	—
日本株式マザーファンド	—
M&Aバリュー株式マザーファンド	—

平成22年7月22日

受益者の皆さまへ

安田投信投資顧問株式会社

証券投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております下記のファンドにつきまして、投資信託約款の変更を行う予定ですので、お知らせ申し上げます。

今後とも、弊社の投資信託に一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更（予定）対象ファンド

- A. 安田外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）
- B. 安田外債日本株ファンド

2. 変更内容

- ① マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託先を、UBS グローバル・アセット・マネジメント（US）・インクから、UBS グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに変更します。
- ② 安田外債日本株ファンドについて、取得申込に応じない日および一部解約の実行の請求を受付けない日として規定する日を、ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日からニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日に変更します。

3. 変更理由

- ① UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへ変更を行うものです。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。
- ② ①に係る委託先の変更に伴い、安田外債日本株ファンドについて、取得申込に応じない日および一部解約の実行の請求を受付けない日として規定する日について変更を行うものです。

4. 投資信託約款の変更に係る日程について

① 新聞公告日	: 平成22年7月22日（木）（日本経済新聞朝刊に掲載）
② 異議申立期間	: 平成22年7月22日（木）から平成22年9月6日（月）まで
③ 投資信託約款の変更日	: 平成22年9月8日（水）
④ 異議申立受益者の買取請求期間	: 平成22年9月8日（水）から平成22年9月27日（月）まで
⑤ 投資信託約款変更の適用日（予定）	: 平成22年10月1日（金）（予定）

5. 異議申立の方法について

上記のファンドの受益者（マザーファンドにおいては、安田外債日本株ファンドを含む当該マザーファンドのベビーファンドの受益者とします。）で信託約款の変更について、ご異議のある方は、平成22年7月22日から平成22年9月6日（必着）までに、当社に対し書面（書式自由）に以下の内容をご記入のうえ、その旨をお申し出下さい。

この信託約款の変更にご同意いただける場合は、お手続きの必要はございません。

(1) 宛先

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町7番地

安田投信投資顧問株式会社 投信企画部 異議申立受付係 宛

(2) ご記入いただく内容

- | |
|--|
| <p>① ご住所</p> <p>② お名前および捺印</p> <p>③ 電話番号（日中ご連絡先）</p> <p>④ お持ちのファンド名および口数</p> <p>⑤ 取扱販売会社名、お取引の本・支店名、口座番号</p> <p>⑥ 本件変更へ異議を述べる旨（例 — 外部委託先の変更に伴う信託約款の変更へ異議を申立てます。）</p> |
|--|

ファンドにおいて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、取扱店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、書面にご記入いただいた取扱販売会社名、取扱店名、取引口座番号にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただきます場合があり、この場合、下記7. の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受け付けさせていただきます場合がございます。

[留意事項]

- ・ お申し出いただいた内容に不備等がある場合やお申し出内容の確認ができない場合には、異議申立をお受けできない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 異議申立にあたり、お客さまに関する情報を販売会社および受託会社と共有することにご同意いただいたことといたしますので、ご了承ください。なお、本手続きに伴い弊社が取得したお客さまに関する個人情報（異議申立受益権口数の管理および買取請求に関する事務）を処理する目的で利用いたします。
- ・ 弊社は異議申立の内容確認のため、取扱販売会社に対して保有されている受益権口数の照会やお申し出内容の確認等を行います。その際、必要がある場合にはご本人さま確認のための書類等をご提出いただくことがあります。
- ・ 郵便事情等により異議申立書面が未着となった場合、弊社はその責を負いません。

6. 信託約款の変更の正式決定について

平成22年7月22日から平成22年9月6日までに、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数（マザーファンドに関しましては、ベビーファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）が、平成22年7月22日現在の当該信託約款に係る受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成22年9月8日付で行い、平成22年10月1日より適用します。

異議申立に係る受益権口数の合計が、平成22年7月22日現在の当該投資信託約款の受益権総口数の2分の1を超えたときは、変更を行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ公告日現在における知られたる受益者の皆さまに書面でお知らせいたします。

7. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続きについて

この信託約款の変更を行うことが決定した場合、異議申立のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求に係る必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額）で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立を行った受益者は買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

- ① 買取請求期間 平成22年9月8日（水）から平成22年9月27日（月）まで
 - ② 弊社より、異議をお申立てられた受益者の方に買取請求手続に関する書類を送付いたします。
 - ③ 受益権の買取りを請求される場合は、弊社送付の②の書類添付の買取請求必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
 - ④ 買取請求必要書類は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。
 - ⑤ 受託会社で買取請求必要書類が受理された後、投資信託財産による買取りが実行されます。
 - ⑥ 受託会社より、買取請求必要書類にご記入いただいたご指定の銀行口座等に買取代金が直接振込まれます。
- なお、買取代金は、買取価額から振込手数料および郵送料が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の「買取請求」は、この信託約款の変更に対し異議申立を行った受益者の方のみを対象とするものであり、通常の換金方法である取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記手続の結果、買取代金のお支払いまでに通常のご換金方法よりも日数を要する可能性がありますことを予めご了承ください。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、ご換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記までお問い合わせください。

以上

安田投信投資顧問株式会社 投信企画部 異議申立受付係

フリーダイヤル：0120-401-984（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）